

# 奈良市監査基準

## 第一章 基本方針

(監査委員監査の目的と判断基準)

第1条 本市の事務事業の執行が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかの観点から、組織としての監査委員が監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を実施するものとする。

2 監査基準は地方自治の制度における重要なインフラストラクチャーであり、個人としてではなく組織としての監査委員の適切かつ有効な監査等の実施を図るための判断基準である。本基準に従い、監査等に係る事項について監査委員において適宜協議を行い監査等を実施するものとする。

## 第二章 一般基準

(公正不偏の態度)

第2条 監査委員は、監査等を実施するに当たり常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

(専門的能力)

第3条 監査委員は、監査等に係る能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に努めなければならない。

(正当な注意)

第4条 監査委員は、監査等を実施するに当たり正当な注意を払い、監査等の専門家としての懐疑心を保持しなければならない。

(守秘義務)

第5条 監査委員は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録の保存)

第6条 監査委員は、監査等の計画並びにこれに基づき実施した監査等の内容及び結果を記録し適切に保存しなければならない。

(品質管理)

第7条 監査委員は、監査等が適切に実施されるために必要な品質管理の体制を整備するように努めるものとする。

(監査等の種類)

第8条 監査等の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査）
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）
- (3) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）
- (4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）
- (5) 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）
- (6) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査）
  - (8) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項の規定による審査）
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

### 第三章 実施基準

#### （監査等の計画の策定）

第 9 条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するために、内部統制の整備状況及び運用状況、本市の置かれている環境、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に考慮し、監査等のリスク（事務事業に内在するリスク）と監査等における重要性を勘案して監査等の計画を策定するものとする。なお、監査等の計画には、監査等の種類、対象、時期、その他必要な事項を定めるものとする。

#### （監査等の方法）

第 10 条 監査等は、監査対象部局等から資料の提出を求め説明を聴取し、関係諸帳簿及び現場を調査する等の方法により行うものとする。

- 2 監査等の実施過程で想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、改めて追加的手続を実施するものとする。

### 第四章 報告基準

#### （監査等の結果に関する報告等の提出等）

第 11 条 監査委員は、監査等を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。なお、必要があると認める場合は、監査等の結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告することができる。

#### （監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第 12 条 監査等の結果に関する報告等には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。なお、監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果及び意見を表明するための監査等に係る証拠を入手することができなかつた場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容、理由等を記載することができる。

- (1) 報告書等の提出日
  - (2) 監査等を実施した監査委員名
  - (3) 監査等の種類
  - (4) 監査等の対象
  - (5) 監査等の内容及び結果
- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

#### 附 則（令和 2 年 7 月 30 日奈良市監査委員告示第 11 号）

本基準は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

#### 附 則（令和 3 年 7 月 29 日奈良市監査委員告示第 12 号）

本基準は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。